

## 国指定鳥獣保護区特別保護地区の変更等について（概要）

### 1. 出水・高尾野鳥獣保護区（変更：拡張）[867ha（拡張前 842 ha）]

指定区分：集団渡来地の保護区

位 置：鹿児島県出水市

存続期間：平成 29 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで（10 年間）

指定理由：当該区域は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、高尾野川、野田川及び江内川の 3 本の河川が流れ込む八代海に面する、干拓地を中心とした田園地帯で、夏季は水稻、冬季は野菜等が栽培されている。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種であり、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の特別天然記念物に指定されているナベヅル、マナヅルが多く飛来している。近年、ナベヅルは全世界の総個体数の約 9 割に当たる約 8,000 から 10,000 羽、マナヅルは全世界の総個体数の約 5 割に当たる約 2,000 から 3,000 羽の渡来が確認されており、当該区域はツル類にとって国際的に重要な越冬地となっている。また、ツル類以外の渡り鳥も多く、鳥類は約 150 種が確認されており、環境省レッドリストの絶滅危惧 I B 類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 II 類のツクシガモ等の希少種の渡来も確認されている。

また、当該区域一帯は、人の暮らしに身近な田園地帯で、特に、当該区域周辺は県内有数の養鶏地帯でもあることから、人と鳥獣の軋轢が生じやすい。そのため、国や地域によるツル類の保護管理を図るための取組が実施されている。

このように、当該区域は、ツル類を始めとする渡り鳥の越冬地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

### 2. 出水・高尾野鳥獣保護区特別保護地区（変更：拡張）[453ha（拡張前 53 ha）]

指定区分：集団渡来地の保護区

位 置：鹿児島県出水市

存続期間：平成 29 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで（10 年間）

指定理由：当該区域は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、高尾野川、野田川及び江内川の 3 本の河川が流れ込む八代海に面する、干拓地を中心とした田園地帯で、夏季は水稻、冬季は野菜等が栽培されている。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種であり、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の特別天然記念物に指定されているナベヅル、マナヅルが多く飛来している。近年、ナベヅルは全世界の総個体数の約 9

割に当たる約 8,000 から 10,000 羽、マナヅルは全世界の総個体数の約 5 割に当たる約 2,000 から 3,000 羽の渡来が確認されており、当該区域はツル類にとって国際的に重要な越冬地となっている。また、ツル類以外の渡り鳥も多く、鳥類は約 150 種が確認されており、環境省レッドリストの絶滅危惧 I B 類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 II 類のツクシガモ等の希少種の渡来も確認されている。

また、当該区域一帯は、人の暮らしに身近な田園地帯で、特に、当該区域周辺は県内有数の養鶏地帯でもあることから、人と鳥獣の軋轢が生じやすい。そのため、当該区域の一部において環境省ではツルの保護管理を図るため、生息地の保全整備するためにねぐら等の確保を目的とした土地の借り上げ、ツルの体力回復等を目的とした給餌等の保護管理を図るための取組を実施している。

このように、当該区域は、出水・高尾野鳥獣保護区の中でも特にツル類等の渡り鳥の保護を図る上で核心的な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、渡り鳥の渡来地の保護を図るものである。